

平成 26 年 度

学 生 便 覧

広島大学大学院先端物質科学研究科

広島大学基本理念

「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たします。

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

広島大学大学院先端物質科学研究科の教育・研究目標

理学及び工学が融合しあった分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもって国際社会の中で活躍できる専門技術者及び研究者を養成します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

【博士課程前期】

1. 学位授与方針に基づき、専門性を深化させるだけでなく複合的な先端的知識を統合することができ、実践力にも優れた人材を養成するための教育を行う。
2. 高いコミュニケーション能力を有し、国際的に通用する高度職業人及び研究者として活躍できる人材を養成するための教育を行う。

【博士課程後期】

1. 学生の自主的で創造的な研究活動をうながし、複数の教員がセミナー等により、高度な研究能力と俯瞰力を養成するための教育研究指導を行う。
2. 学術成果を国際的に発信できる能力を養成するための教育研究指導を行う。
3. 学位審査体制を充実し、学位(博士)論文の質を高める。

学 期 区 分

前 期					
春	季	休	業	4月1日～	4月8日
授	業	期	間	4月9日～	7月31日
夏	季	休	業	8月1日～	9月30日
後 期					
授	業	期	間	10月1日～	12月23日
創	立	記	念	11月5日	
冬	季	休	業	12月24日～	1月7日
授	業	期	間	1月8日～	2月11日
学	年	末	休	2月12日～	3月31日

(注) 上記の学期区分は、広島大学通則に基づく期間であり、学年歴（授業スケジュール）とは異なる場合があります。

学年歴（授業スケジュール）については、広島大学学生ポータルサイト「学生情報の森 もみじ」をご覧ください。

「学生情報の森 もみじ」（もみじTop）→「学びのサポート」

→「学年歴（授業スケジュール）／授業時間割」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/class-schedule.html>

授 業 時 間 割

時 限	時 刻
1	8:45～ 9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

先端物質科学研究科学生便覧

目 次

1. 広島大学通則	1
2. 広島大学大学院規則	16
3. 広島大学大学院先端物質科学研究科細則 (別表授業科目、単位数及び履修方法)	30 34
4. 量子物質科学専攻専門科目要望推奨科目一覧	46
5. 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	47
6. 大学院共通授業科目等について	50
7. 大学院共通授業科目及び5研究科共同セミナーの修了要件単位への算入について	55
8. 半導体・バイオ融合教育プログラムについて	57
9. 先端物質科学研究科履修手続について	58
10. 広島大学学位規則	60
11. 広島大学学位規則先端物質科学研究科内規	71
12. 修士の論文審査・最終試験実施の手引	80
13. 博士の学位申請・審査の概要	87
14. 教育職員免許状の取得について	90
15. 学生生活について(各種届出、証明書等)	91
16. 学業に関する評価の取扱いについて	99
17. 長期履修学生制度について	101
18. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	102
19. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	103
20. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件事故等の場合における授業等の 取扱いについて	105
21. 広島大学学生交流規則	106
22. 広島大学学生生活に関する規則	110
23. 広島大学学生証取扱細則	112
24. 広島大学学生表彰規則	114
25. 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	115
26. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	117
27. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	118
28. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	120
29. 期末試験等における不正行為の取扱いについて	121
30. 広島大学学生懲戒指針	122

31. 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	126
32. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	128
33. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	129
34. 広島大学研究生規則	132
35. 広島大学研究生規則先端物質科学研究科内規	134
36. 広島大学外国人研究生規則	135
37. 広島大学科目等履修生規則	138
38. 広島大学授業料等免除及び猶予規則	140
39. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	144
40. 広島大学図書館の利用について	153
41. 先端物質科学研究科教員名簿	156
42. 広島大学東広島キャンパス配置図	159
43. 広島大学先端科学総合研究棟・総合研究実験棟平面図	160

1. 広島大学通則

(平成16年4月1日規則第2号)

広島大学通則

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 入学(第10条-第18条)
- 第3章 教育課程(第19条-第27条)
- 第4章 他の大学等における授業科目の履修(第28条-第31条)
- 第5章 休学及び退学(第32条-第35条)
- 第6章 転学部、転学科及び転学(第36条-第38条)
- 第7章 賞罰及び除籍(第39条-第43条)
- 第8章 卒業及び学位の授与(第44条-第46条)
- 第9章 授業料(第47条-第51条)
- 第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第52条-第54条)
- 第11章 厚生施設等(第55条・第56条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第2条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科

	薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系)
	第二類(電気・電子・システム・情報系)
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。
(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。
(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。
(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。
(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで
- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願
い出た者
 - (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願
い出た者
 - (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・
学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願
い出た者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願
い出た者につ
いては、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
- 3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会にお
いて行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手
続書類」という。)を提出するとともに、入学金 282,000 円(夜間主コースにあっては 141,000
円)を納付しなければならない。

(入学金の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学金の全額又は半額を免除
し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フ
ェニックス奨学生」という。)には、入学金の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学金の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学金の免除又は徴収猶予の許可申請中
の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学金の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、
当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、
検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースに
あっては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試
センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000
円(夜間主コースにあっては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学金を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学金相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入
学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目については教養教育に関する規則、専門教育科目については各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 休学及び退学

(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学金を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他

の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位、薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 128 単位、薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあっては 4 月、後期にあっては 10 月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条, 第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は, 外国人特別学生として選考の上, 入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は, 定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし, 社会人等への学習の機会を積極的に提供するため, 本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は, 別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し, 地域住民への学習の機会を積極的に提供するため, 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は, 別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に, 学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は, 別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか, 学部の学生の修学に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

1 この通則は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は, 別表の規定にかかわらず, 平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては, 次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員, 生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は, 別表の規定にかかわらず, 平成 16 年度にあつては, 次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については, この通則の規定にかかわらず, なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学, 学士入学, 転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については, この通則の施行後もなおその効力を有する。

- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 全学部の入学生定員並びに歯学部歯学科及び学部定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までについては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成23年度	2,355	348	508	10,008
平成24年度	2,355	341	501	10,018
平成25年度	2,358	334	494	10,031
平成26年度	2,358	327	487	10,044
平成27年度	2,358	320	480	10,047
平成28年度	2,358			10,048
平成29年度	2,358			10,051
平成30年度	2,353			10,049
平成31年度	2,353			10,044
平成32年度				10,029
平成33年度				10,014
平成34年度				9,999
平成35年度				9,984
平成36年度				9,974

(略)

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科	140	10	580
	昼間コース	40	10	180
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760

経済学部	経済学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	60	10	260
		計	210	20	880
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科		47	10	188
			66		264
			59		236
			34		136
			24		96
		計	230	10	940
医学部	医学科		105		630
	保健学科		120	20	520
	計		225	20	1,150
歯学部	歯学科		53		318
	口腔健康科学科		40		160
	計		93		478
薬学部	薬学科		38		228
	薬科学科		22		88
	計		60		316
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)		105	10	420
			135		540
			115		460
			135		540
		計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科		90	10	380
	計		90	10	380
総計			2,343	100	9,964

2. 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
 - 第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)
 - 第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条—第 39 条)
 - 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)
 - 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)
 - 第 7 章 授業料(第 49 条)
 - 第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)
 - 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)
 - 第 10 章 教員組織(第 55 条)
 - 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第 4 条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育学専攻(博士課程前期)

言語文化教育学専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻
建築学専攻
生物圏科学研究科(博士課程)
生物資源科学専攻
生物機能開発学専攻
環境循環系制御学専攻
国際協力研究科(博士課程)
開発科学専攻
教育文化専攻
法務研究科(専門職学位課程)
法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとするができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで

- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究所医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第19条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第20条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第21条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学金282,000円を納付しなければならない。

(入学金の免除及び徴収猶予)

第22条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学金の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学金の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第23条 学長は、第21条の入学手続を完了した者(入学金の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学金の返還)

第24条 既納の検定料及び入学金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 23,000円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学金を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学金相当額

第3章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第25条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、当該研究科が定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第25条の2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(法務研究科にあつては 30 単位。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあつては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(法務研究科にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願出なければならぬ。

第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 16 条第 2 号から第 7 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 45 条 法務研究科の修了の要件は、3 年以上在学し、かつ、93 単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については 1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30 単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第 35 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 35 条第 1 項ただし書及び前項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第 46 条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第 48 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第 7 章 授業料

(授業料)

第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(法務研究科にあっては 804,000 円)とする。ただし、第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等 (研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

- 2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織 (教員組織)

第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。
- 3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 保健学研究科、医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	

	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

(略)

附 則(平成 24 年 6 月 19 日規則第 111 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33

	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,065	2,178	490	1,567

3. 広島大学大学院先端物質科学研究科細則

(平成 16 年 4 月 1 日 研究科長決裁)

広島大学大学院先端物質科学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院先端物質科学研究科(以下「本研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 博士課程前期は、理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもって国際社会の中で活躍できる専門技術者及び研究者を養成することを目的とする。

2 博士課程後期は、理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもって国際社会の中で新たな視点から問題に立ち向かうことのできる高度な専門技術者及び創造的な研究者を養成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科に、次の専攻を置く。

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

(履修プログラム)

第4条 前条の各専攻に、次の表に掲げる履修プログラムを開設する。

専攻名	履修プログラム名
量子物質科学専攻	半導体・バイオ融合教育プログラム
分子生命機能科学専攻	
半導体集積科学専攻	

(教育課程)

第5条 本研究科の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第6条 各専攻において修得すべき授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、指導教員が必要と認めるときは、他の研究科等の授業科目を当該研究科等の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、本研究科で修得したものとみなすことができる。

4 他の研究科の学生は、本研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員・副指導教員)

第9条 専攻長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに指導教員及び副指導教員を定める。この場合において、副指導教員は2人以上とし、必要に応じて他の研究科の教員を含むことができる。

2 学生は、指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、専攻長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、研究科長に願い出ることができる。

3 専攻長は、学生の指導教員又は副指導教員の変更が望ましいと判断したときは、当該学生の承諾を得て、指導教員又は副指導教員を変更することができる。

(研究指導届)

第10条 学生は、指導教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の研究指導届を研究科長に提出しなければならない。

(教育方法の特例)

第11条 博士課程後期の学生のうち職業を有する者については、広島大学大学院先端物質科学研究科教授会(以下「教授会」という。)が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあっては4年、博士課程後期にあっては6年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 本研究科は、教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第14条 学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

専攻名	免許状の種類	免許教科の種類
量子物質科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科
分子生命機能科学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
半導体集積科学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第15条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関し

ては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第16条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上10単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の提出)

第17条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第18条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第19条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則先端物質科学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第20条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、各専攻で行う。

3 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(再入学)

第21条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を希望するものは、学期の始めに限り教授会の議を経て、学長に願ひ出ることができる。

2 再入学者は、原則として退学前に所属した専攻に入学するものとする。

3 再入学者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経て定めるものとする。

4 再入学を志願した者には、必要に応じて試験を行うことがある。

(退学、休学及び転学)

第22条 退学、休学及び転学については、所定の手続を行い教授会の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、その都度教授会の議を経て定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の教育課程等については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成25年2月8日 一部改正)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の教育課程等については、この細則による改正後の広島大学大学院先端物質科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第5条, 第6条関係)

量子物質科学専攻 博士課程前期

科目区分	授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分	
基 盤 科 目	先端物質科学特別講義	2	2	必修	
	【概論科目】				
	融合科目		0~4	選択	
	物質科学概論	2			
	生命科学概論	2			
		エレクトロニクス概論	2		
	実践キャリア科目	学外実習		0~4	選択
		大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）			
		職業教育特別講義	1		必修
	コミュニケーション科目	科学技術英語表現法	2	2	必修
	コミュニケーション能力開発	2			
	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）		0~2	選択	
学術活動演習科目	海外学術活動演習		0~2	選択	
その他	研究科共通特別講義		0~2	選択	
専 門 科 目	物質科学コースセミナー	2	2単位以上	選択必修	
	応用量子科学コースセミナー	2			
	固体電子論	2		8~14	選択
	固体物性論	2			
	電子相関物理学	2			
	磁性物理学	2			
	低温物理学	2			
	光子物理学	2			
	ビーム・加速器物理学	2			
	量子物理学	2			
	半導体光物性	2			
	ナノサイエンス	2			
	Quantum Optics	2			
	巨視的量子論	2			
	水素機能材料学	2			
	MEMS技術	2			
	ナノバイオ融合マテリアル工学	2			
複合センシング工学	2				
生体情報処理システム	2				
分子・バイオデバイス工学	2				
	量子物質科学特別講義				
	特別指定講義		0~4		
修士論文研究科目	量子物質科学特別研究 1	10	10	必修	
修了要件単位数			30		

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 概論科目を受講する場合、入学者選抜において理学系問題群を選択した者は物質科学概論を、工学系問題群を選択した者はエレクトロニクス概論を選択することができない。
- 3 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 4 実践キャリア科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 5 コミュニケーション科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。

- 6 海外学術活動演習は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 研究科共通特別講義は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 8 専門科目については、指導教員の専門分野に応じて、履修要望科目及び履修推奨科目を示す。詳細については、学生便覧に掲載の「量子物質科学専攻専門科目要望推奨科目一覧」を参照のこと。
- 9 物質科学コースセミナー又は応用量子科学コースセミナーは、4 単位まで修得することができる。
- 10 特別指定講義は、学部で開設されている授業科目であり、指導教員の承認を得て 4 単位までに限り履修することができる。なお、単位認定は、当該授業科目担当教員の評価に基づき研究科長が行う。
- 11 基盤科目（6 単位以上 12 単位以下）、専門科目、修士論文研究科目（10 単位）を含め、合計 30 単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 12 第 15 条ただし書の規定により 1 年以上在学すれば足りるとされた学生は、1 年間で量子物質科学特別研究 I を 10 単位修得することができる。
- 13 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

量子物質科学専攻(半導体・バイオ融合教育プログラム) 博士課程前期

科目区分	授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分	
基 盤 科 目	先端物質科学特別講義	2	2	必修	
	【概論科目】				
	融合科目	物質科学概論	2	0~4	選択
		生命科学概論	2		
		エレクトロニクス概論	2		
		学外実習			
	実践キャリア科目	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）		0~4	選択
		職業教育特別講義	1		
	コミュニケーション科目	科学技術英語表現法	2	2	必修
		コミュニケーション能力開発	2		
大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）			0~2	選択	
学術活動演習科目		海外学術活動演習			
その他	研究科共通特別講義		0~2	選択	
専 門 科 目	半導体・バイオ融合科目	MEMS技術	2	8単位以上	選択必修
		ナノバイオ融合マテリアル工学	2		
		複合センシング工学	2		
		生体情報処理システム	2		
		分子・バイオデバイス工学	2		
		半導体光物性	2		
	ナノサイエンス	2			
	その他	物質科学コースセミナー	2	2単位以上	選択必修
		応用量子科学コースセミナー	2		
		固体電子論	2	10~14	選択
		固体物性論	2		
		電子相関物理学	2		
		磁性物理学	2		
		低温物理学	2		
		光子物理学	2		
		ビーム・加速器物理学	2		
		量子物理学	2		
		Quantum Optics	2		
		巨視的量子論	2		
水素機能材料学		2			
量子物質科学特別講義		0~4			
特別指定講義					
修士論文研究科目	量子物質科学特別研究Ⅰ	10	10	必修	
修了要件単位数			30		

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 概論科目を受講する場合、入学者選抜において理学系問題群を選択した者は物質科学概論を、工学系問題群を選択した者はエレクトロニクス概論を選択することができない。
- 3 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 4 実践キャリア科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 5 コミュニケーション科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 6 海外学術活動演習は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 研究科共通特別講義は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。

- 8 専門科目の半導体・バイオ融合科目を8単位以上修得すること。
- 9 物質科学コースセミナー又は応用量子科学コースセミナーは、4単位まで修得することができる。
- 10 特別指定講義は、学部で開設されている授業科目であり、指導教員の承認を得て4単位までに限り履修することができる。なお、単位認定は、当該授業科目担当教員の評価に基づき研究科長が行う。
- 11 基盤科目（6単位以上10単位以下）、専門科目、修士論文研究科目（10単位）を含め、合計30単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 12 第15条ただし書の規定により1年以上在学すれば足りるとされた学生は、1年間で量子物質科学特別研究Ⅰを10単位修得することができる。
- 13 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

量子物質科学専攻 博士課程後期

科目区分	授業科目	単位数
博士論文研究科目	量子物質科学特別研究Ⅱ	10

履修方法

量子物質科学特別研究Ⅱを履修の上、10単位を修得し、研究指導を受けること。

分子生命機能科学専攻 博士課程前期

科目区分	授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分		
基 盤 科 目	融合科目	先端物質科学特別講義	2	2	必修	
		【概論科目】				
		物質科学概論	2			
		エレクトロニクス概論	2	0~4	選択	
	実践キャリア科目	学外実習				
		大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）				
	コミュニケーション科目	職業教育特別講義	1	0~4	選択	
		科学技術英語表現法	2			
		コミュニケーション能力開発	2			
	学術活動演習科目	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）		0~2	必修	
海外学術活動演習						
その他	研究科共通特別講義		0~2	選択		
専 門 科 目	演習科目	分子生命機能科学セミナー	2	2	必修	
	系列科目	【1. ゲノム科学系】		8単位以上	選択必修	
			ゲノム科学A			2
			ゲノム科学B			2
		【2. 細胞科学系】				
			細胞科学A			2
			細胞科学B			2
		【3. 生命機能工学系】				
			生命機能工学A			2
			生命機能工学B			2
		【4. 環境生命工学系】				
			環境生命工学A			2
			環境生命工学B			2
	融合・横断科目	フロンティア生命科学	2	10~14	選択	
		フロンティア生命機能工学	2			
	半導体・バイオ融合科目	MEMS技術	2			
		ナノバイオ融合マテリアル工学	2			
		複合センシング工学	2			
		生体情報処理システム	2			
		分子・バイオデバイス工学	2			
半導体光物性		2				
その他	ナノサイエンス	2				
	分子生命機能科学特別講義A	1				
	分子生命機能科学特別講義B	1				
	分子生命機能科学特別講義C	1				
	分子生命機能科学特別講義D	1				
修士論文研究科目	分子生命機能科学特別研究 I	10	10			必修
修了要件単位数			30			

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 3 実践キャリア科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 4 コミュニケーション科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。

- 5 海外学術活動演習は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 6 研究科共通特別講義は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 分子生命機能科学セミナーは、4 単位まで修得することができる。
- 8 系列科目から 8 単位以上を修得すること。
- 9 基盤科目（6 単位以上 10 単位以下）、専門科目、修士論文研究科目（10 単位）を含め、合計 30 単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 10 第 15 条ただし書の規定により 1 年以上在学すれば足りるとされた学生は、1 年間で分子生命機能科学特別研究 I を 10 単位修得することができる。
- 11 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

分子生命機能科学専攻(半導体・バイオ融合教育プログラム) 博士課程前期

科目区分	授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分	
基 盤 科 目	先端物質科学特別講義	2	2	必修	
	融合科目 【概論科目】		0~4		選択
	物質科学概論	2			
	エレクトロニクス概論	2			
	学外実習		0~4	選択	
	実践キャリア科目 大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）				
	職業教育特別講義	1			
	コミュニケーション科目	科学技術英語表現法	2	2	必修
コミュニケーション能力開発		2	0~2	選択	
大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）					
学術活動演習科目	海外学術活動演習		0~2	選択	
その他	研究科共通特別講義		0~2	選択	
専 門 科 目	演習科目	分子生命機能科学セミナー	2	2	必修
	半導体・バイオ融合科目	MEMS技術	2	8単位以上	選択必修
		ナノバイオ融合マテリアル工学	2		
		複合センシング工学	2		
		生体情報処理システム	2		
		分子・バイオデバイス工学	2		
		半導体光物性	2		
	ナノサイエンス	2			
	系列科目	【1. ゲノム科学系】		10~14	選択
		ゲノム科学A	2		
		ゲノム科学B	2		
		【2. 細胞科学系】			
		細胞科学A	2		
		細胞科学B	2		
		【3. 生命機能工学系】			
		生命機能工学A	2		
		生命機能工学B	2		
【4. 環境生命工学系】					
環境生命工学A		2			
環境生命工学B	2				
融合・横断科目	フロンティア生命科学	2			
	フロンティア生命機能工学	2			
その他	分子生命機能科学特別講義A	1			
	分子生命機能科学特別講義B	1			
	分子生命機能科学特別講義C	1			
	分子生命機能科学特別講義D	1			
修士論文研究科目	分子生命機能科学特別研究 I	10	10	必修	
修了要件単位数			30		

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 3 実践キャリア科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 4 コミュニケーション科目は、4 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 5 海外学術活動演習は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。

- 6 研究科共通特別講義は、2 単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 分子生命機能科学セミナーは、4 単位まで修得することができる。
- 8 専門科目の半導体・バイオ融合科目を 8 単位以上修得すること。
- 9 基盤科目（6 単位以上 10 単位以下）、専門科目、修士論文研究科目（10 単位）を含め、合計 30 単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 10 第 15 条ただし書の規定により 1 年以上在学すれば足りるとされた学生は、1 年間で分子生命機能科学特別研究 I を 10 単位修得することができる。
- 11 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

分子生命機能科学専攻 博士課程後期

科目区分	授業科目	単位数
博士論文研究科目	分子生命機能科学特別研究 II	10

履修方法

分子生命機能科学特別研究 II を履修の上、10 単位を修得し、研究指導を受けること。

半導体集積科学専攻 博士課程前期

科目区分		授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分					
基 盤 科 目	融合科目	先端物質科学特別講義	2	2	6~12	必修				
		【概論科目】				0~4	選択			
		物質科学概論	2							
		生命科学概論	2							
	実践キャリア科目	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）				0~4		必修		
		職業教育特別講義	1							
	コミュニケーション科目	科学技術英語表現法	2	2		0~2	選択			
		コミュニケーション能力開発	2							
	学術活動演習科目	海外学術活動演習				0~2	選択			
	その他	研究科共通特別講義				0~2	選択			
専 門 科 目	演習科目	集積回路・プロセス演習	2	2単位以上	8~14	選択必修				
		学外実習	2							
	(1)材料・デバイス科目	半導体物性工学	2				3分類6単位以上			
		電子デバイス物理	2							
		半導体シミュレーション工学	2							
	(2)集積化技術科目	LSI集積化工学	2					3分類6単位以上		
		集積化情報伝送工学	2							
	(3)システム・回路設計科目	システムLSI設計	2						3分類6単位以上	
		アナログ集積回路A	2							
		アナログ集積回路B	2							
		RF・高速回路設計のための電磁気学	2							
	(4)横断科目	マイクロプロセッサ設計	2							3分類6単位以上
		集積システム信頼性	2							
		光電融合システム	2							
		集積システム開発(メカトロシステム)	2							
		MEMS技術	2							
		ナノバイオ融合マテリアル工学	2							
(5)半導体・バイオ融合科目	複合センシング工学	2	3分類6単位以上							
	生体情報処理システム	2								
	分子・バイオデバイス工学	2								
	半導体光物性	2								
	ナノサイエンス	2								
その他	半導体集積科学特別講義					選択				
修士論文研究科目	半導体集積科学特別研究 I	10		10		必修				
修了要件単位数					30					

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 エレクトロニクス概論は、指導教員の承認を得た場合に限り選択することができる。
- 3 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 4 実践キャリア科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 5 コミュニケーション科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 6 海外学術活動演習は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 研究科共通特別講義は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 8 演習科目は、2単位以上修得すること。

- 9 専門科目の(1)～(5)の分類のうちから3分類6単位以上を修得すること。
- 10 基盤科目(6単位以上12単位以下)、専門科目、修士論文研究科目(10単位)を含め、合計30単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 11 第15条ただし書の規定により1年以上在学すれば足りるとされた学生は、1年間で半導体集積科学特別研究Iを10単位修得することができる。
- 12 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

半導体集積科学専攻(半導体・バイオ融合教育プログラム) 博士課程前期

科目区分	授 業 科 目	単位数	要修得単位数	履修区分			
基 盤 科 目	先端物質科学特別講義	2	2	6～10	必修		
	【概論科目】				0～4	選択	
	融合科目						
	物質科学概論	2					
	生命科学概論	2					
		エレクトロニクス概論	2				
	実践キャリア ア科目	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）				0～4	
		職業教育特別講義	1				
		科学技術英語表現法	2		2		必修
		コミュニケーション 科目				0～2	選択
	大学院共通授業科目（該当科目については、別に定める。）	2					
	学術活動演 習科目	海外学術活動演習		0～2	選択		
	その他	研究科共通特別講義		0～2	選択		
専 門 科 目	演習科目	集積回路・プロセス演習	2	2単位以上	選択必修		
		学外実習	2				
	(1)半導体・ バイオ融合 科目		MEMS技術	2	8単位以上	選択必修	
			ナノバイオ融合マテリアル工学	2			
			複合センシング工学	2			
			生体情報処理システム	2			
			分子・バイオデバイス工学	2			
			半導体光物性	2			
	(2)材料・デ バイス科目		ナノサイエンス	2	10～14	選択	
			半導体物性工学	2			
			電子デバイス物理	2			
	(3)集積化 技術科目		半導体シミュレーション工学	2			
			LSI集積化工学	2			
			集積化情報伝送工学	2			
	(4)システ ム・回路設 計科目		システムLSI設計	2			
			アナログ集積回路A	2			
			アナログ集積回路B	2			
(5)横断科目		RF・高速回路設計のための電磁気学	2				
		マイクロプロセッサ設計	2				
		集積システム信頼性	2				
		光電融合システム	2				
その他	集積システム開発(メカトロシステム)	2					
	半導体集積科学特別講義						
修士論文 研究科目	半導体集積科学特別研究 I	10	10		必修		
修了要件単位数			30				

履修方法

- 1 融合科目の概論科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 2 エレクトロニクス概論は、指導教員の承認を得た場合に限り選択することができる。
- 3 大学院共通授業科目の修了要件単位への算入方法については、学生便覧に掲載の大学院共通授業科目に関する頁を参照すること。
- 4 実践キャリア科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 5 コミュニケーション科目は、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 6 海外学術活動演習は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。
- 7 研究科共通特別講義は、2単位まで修了要件単位数に含めることができる。

- 8 演習科目は、2 単位以上修得すること。
- 9 専門科目の半導体・バイオ融合科目を 8 単位以上修得すること。
- 10 基盤科目 (6 単位以上 10 単位以下)、専門科目、修士論文研究科目 (10 単位) を含め、合計 30 単位以上を修得し、研究指導を受けること。
- 11 第 15 条ただし書の規定により 1 年以上在学すれば足りるとされた学生は、1 年間で半導体集積科学特別研究 I を 10 単位修得することができる。
- 12 他専攻又は他研究科等の授業科目のうち、指導教員が必要と認めるものについては、専門科目の単位とすることができる。

半導体集積科学専攻 博士課程後期

科目区分	授業科目	単位数
博士論文研究科目	半導体集積科学特別研究 II	10

履修方法

半導体集積科学特別研究 II を履修の上、10 単位を修得し、研究指導を受けること。

4. 量子物質科学専攻専門科目要望推奨科目一覧

量子物質科学専攻の各指導教員が要望・推奨する専門科目は下表の通りである。要望科目とは、研究活動に必須の事項を含む科目、推奨科目とは、研究活動において修得しておく事が望ましい事項を含む科目を意味する。

研究室	教員	量子物質科学 コースセミナー	応用量子科学 コースセミナー	固体電子論	固体物性論	電子相関物理学	磁性物理学	低温物理学	光子物理学	ビーム・加速器 物理学	量子物理学	半導体光物性	ナノサイエンス	Quantum Optics	巨視的量子論	水素機能材料科学	MEMS技術	ナノバイオ融合 マテリアル工学	複合センシング 工学	生体情報処理シ ステム	分子・バイオデ バイス工学	大学院共通、他研究科、他専攻	半導体物性 工学	LSI集積 化学	放射光科学 特論	サステナブル 物質科学	
固体電子論	嶋原 田中			◎	◎	○	○	○			○				○												
計算物理学	樋口 獅子堂	●																									
電子相関物理学	世良 松村	●		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎																
磁性物理学	高島 鬼丸 末園	●		○	○	◎	◎	◎			○															○	
低温物理学	鈴木 石井	●		○	○	◎	◎	◎			○																
高エネルギー 物理学	高橋 飯沼	●						◎	◎	◎	◎	○	○	◎				○								○	
ビーム物理学	岡本 繪垣 伊藤	●							◎	◎	○															◎	
加速器物理学	栗木																										
量子多体物性	高根 西田	●						○			◎	○	○	○	◎												
量子光学物性	井村 角屋 ホフマン 富水	●							○		◎	◎	○	◎	○								◎				
量子機能材料 科学	高萩 鈴木 坂上	●		●							○	◎	◎			○						○	○	○			
先進機能物質研究 センター	小島 市川	●		○							○		◎			◎											
自然科学研究支援 開発センター	梅尾	●		○	○	◎	◎	◎			○																

●:選択必修 ◎:要望科目 ○:推奨科目

5. 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	ブレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	キャリアセンター
	人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
	理工系キャリアデザインⅠ（コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
	理工系キャリアデザインⅡ（ファシリテーション）	1	
	ストレスマネジメント	2	
	実務マネジメント	1	若手研究人材養成センター
	リーダーシップ手法	1	
	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論（国際関係）	2	
	現代リスク論 A	2	
	現代リスク論 B	2	
	総合情報論 A	2	
	総合情報論 B	2	
	文明と環境 A	2	
	文明と環境 B	2	
	創造と想像 A	2	
	創造と想像 B	2	
	総合人間学	2	文学研究科
	学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	理学融合基礎概論 A	2	理学研究科
	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理（Research Ethics）	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	ベンチャー起業論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	Management of Technology for Innovation	2	
	Technology Transfer	2	

	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科	
	生命倫理ディベート演習	1		
	General Biosphere Science (1)	2		
	General Biosphere Science (2)	2		
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科	
	国際関係特論	2	国際協力研究科	
	環境管理技術特論	2		
	経済開発政策特論	2		
	教育開発特論	2		
	アジア文化特論	2		
	平和と安全	2		
	恒久的平和と文化	2		
専門	サステナブル物質科学	2		先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2		サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科	
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2		
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科	
	能力開発特論	2		

6. 大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは「My もみじ」で行ってください。

<平成 26 年度開講科目（基礎）>

社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
ブレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	
人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	キャリアセンター
人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
理工系キャリアデザイン1 （コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
理工系キャリアデザイン2 （ファシリテーション）	1	
ストレスマネジメント	2	
実務マネジメント	1	若手研究人材養成センター
リーダーシップ手法	1	
現代リスク論 A・B	2	総合科学研究科
総合情報論 A・B	2	
文明と環境 A・B	2	
創造と想像 A・B	2	
学術文章の書き方とその指導法 —大学教員を目指して—	2	教育学研究科
理学融合基礎概論 A	2	理学研究科
社会実践理学融合特論	2	
科学コミュニケーション概論	1	
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論（MOT-1）	2	工学研究科
技術戦略論（MOT-2）	2	
知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2	
技術移転論（MOT-4）	2	
Management of Technology for Innovation（MOT-E1）（E）	2	
Technology Transfer（MOT-E2）（E）	2	
学術ボランティア演習	1	

(E)：英語で行われる授業科目

研究倫理涵養分野（社会との関係が必要とされる倫理を涵養する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理（Research Ethics）（E）	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科

(E)：英語で行われる授業科目

国際理解育成分野（グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論（※）	2	総合科学研究科
英米社会論（国際関係）（※）	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 （地球市民と平和）（E）（※）	2	社会科学部研究科
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究科
General Biosphere Science (2) (E)	2	
国際関係特論（E）（※）	2	国際協力研究科
環境管理技術特論（E）（※）	2	
経済開発政策特論（E）（※）	2	
教育開発特論（E）（※）	2	
アジア文化特論（E）（※）	2	
平和と安全（E）（※）	2	
恒久的平和と文化（E）（※）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

※平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。

なお、社会科学部研究科、生物圏科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

<平成 26 年度開講科目（専門）>

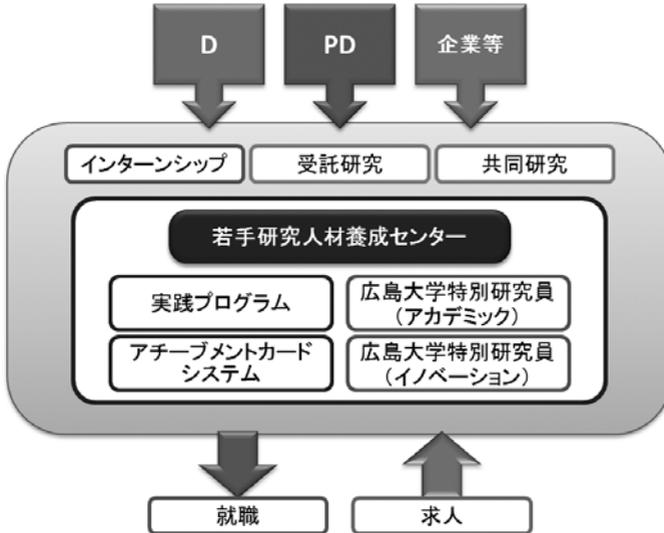
高度専門職業人養成分野（高度な専門知識を養成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論（E）	4	国際協力研究科
能力開発特論（E）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

○若手研究人材養成センター提供プログラム －地方協奏による挑戦する若手人材の養成－

若手研究人材養成センターでは、企業等と連携し、博士課程後期の学生および若手研究員を対象として、男女を問わず、独自の専門に裏打ちされた幅広い知識と興味をもち、新分野に挑戦する活力のある研究人材となるためのプログラムを提供しています。



◇若手研究人材システムプログラム・・・選抜なし

広島大学の博士課程後期の学生は、誰でも受講できます。登録ページ（下記参照）から登録してください。実践プログラム（主として大学院共通授業科目および独自セミナーから構成）を選択して受講します。受講者の修得単位や取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき指導・助言します。

企業等での長期インターンシップにより、自身の将来を具体的に考える機会を提供します。インターンシップ先は、広島大学の連携企業として覚書等を締結した企業等です。

登録ページ (<http://wakate.sci.hiroshima-u.ac.jp/yrec/system/onlineentry.php>)

◇広島大学特別研究員・・・公募による選抜

若手研究人材養成センターに所属し、独自の研究、あるいは企業との共同研究等に従事します。実践プログラム（主として大学院共通授業科目および独自セミナーから構成）を受講することにより、実務能力の基礎や幅広い研究展開能力を身につけます。取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき、指導・助言します。マッチングを図ったうえで、企業等での長期インターンシップに行きます。インターンシップ先は、広島大学の連携企業として覚書等を締結した企業等です。

広島大学特別研究員は、毎年度末に学内公募があり、審査により選抜します。広島大学の大学院博士課程（博士課程前期を除く）を修了し博士の学位を取得した者が対象です。

【若手研究人材養成センター提供プログラムについての問合せ先】

広島大学 若手研究人材養成センター
Tel : 082-424-6213 Fax : 082-424-4565
E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp
URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/>

○「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

(受講対象者：理系の大学院生)

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは、循環型持続的社會基盤の形成に必要な知識・技術を習得し、個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には、必修科目（4単位）と選択科目（4単位）の単位取得が必要で、プログラム修了生には、「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

<平成26年度開講科目>

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局	
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター	
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター	
選択	保全生態学	2	総合科学研究科	
	共生微生物学	2		
	生物多様性科学（環境科学入門）	2		
	地球構成物質論	2		
	表層物質動態論	2		
	表層環境変動論	2		
	気候変動災害論	2		
	複雑系基礎論	2		
	複雑系物質論	2		
	複雑系構造論	2		
	相関系量子論	2		
	相関系物質論	2		
	相関系計測論	2		
	環境物質循環論	2		理学研究科
	資源地質学	2		
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2		
	生物化学 I	2		
	分析化学 II（隔年）	2		
	理学融合基礎概論	2		
	社会実践理学融合特論	2		
	プロテオミクス	2		
	放射線反応化学	2		
	分類・進化	2		
	物理学概論	2	先端物質科学研究科	
	生命科学概論	2		
	エレクトロニクス概論	2		
	水素機能材料学	2		
	フロンティア生命科学（隔年）	2		
	フロンティア生命機能工学（隔年）	2		
	分子・バイオデバイス工学	2		
	環境化学工学特論	2	工学研究科	
	環境高分子化学特論	2		
	グリーンプロセス工学論	2		
高分子工学論	2			
超分子化学特論	2			
有機触媒化学論	2			
材料物性化学論	2			
物質移動特論	2			

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
海洋生態系評価論	1		

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】

広島大学 サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327

E-mail: hutt-qa@office.hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/>

7. 大学院共通授業科目及び5研究科共同セミナーの修了要件単位への算入について

【大学院共通授業科目】

先端物質科学研究科では、大学院共通授業科目のうち、下記に挙げる授業科目の修得単位を修了要件単位に算入することができる。授業科目によって算入することのできる科目区分が異なっているので注意すること。また、平成27年度以降の修了要件単位へ参入可能な授業科目一覧については、学生支援グループに問い合わせること。

大学院共通授業科目の履修を希望する場合は、履修登録期間中に所定の履修登録を行うこと。

授業科目	単位数	先端物質科学研究科での修了要件単位数算入方法
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	「基盤科目」の「コミュニケーション科目」の単位とする。
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	「基盤科目」の「コミュニケーション科目」の単位とする。
理工系キャリアデザイン1 (コミュニケーション, プレゼンテーション)	1	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
理工系キャリアデザイン2 (ファシリテーション)	1	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
ストレスマネジメント	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
サステナブル物質科学	2	「専門科目」の単位とする。
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	「専門科目」の単位とする。
実務マネジメント	1	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
リーダーシップ手法	1	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
社会実践理学融合特論	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
科学コミュニケーション概論	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
研究倫理 (Research Ethics)	1	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
コミュニケーション能力開発	2	本研究科開設科目
ベンチャー起業論 (MOT-1)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
技術戦略論 (MOT-2)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
知的財産及び財務・会計論 (MOT-3)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
技術移転論 (MOT-4)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
Management of Technology for Innovation (MOT-E1)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
Technology Transfer (MOT-E2)	2	「基盤科目」の「実践キャリア科目」の単位とする。
Practical work on writing reports and presentation (1)	2	「基盤科目」の「コミュニケーション科目」の単位とする。
Practical work on writing reports and presentation (2)	2	「基盤科目」の「コミュニケーション科目」の単位とする。
能力開発特論	2	「基盤科目」の「コミュニケーション科目」の単位とする。

【5 研究科共同セミナー】

5 研究科共同セミナーは、5 研究科（先端物質科学研究科，総合科学研究科，理学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科）内で実施される学術講演・セミナー等を 5 研究科の学生に広く聴講可能にするものであり，博士課程前期を通じて開講する。博士課程前期を通じて，15 回以上の受講で，2 単位を認定する。専門科目の単位とする。

- (1) 先端物質科学研究科学生支援グループで「共同セミナー受講届」を受けとる。
- (2) 受講後，共同セミナーの世話をしている教員の出席確認の印又はサインをもらう。
- (3) 15 回以上受講した後，指導教員の承認を受け先端物質科学研究科学生支援グループへ提出する。

8. 半導体・バイオ融合教育プログラムについて

先端物質科学研究科では、平成18年度に文部科学省科学技術振興調整費「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」事業として「半導体・バイオ融合集積化技術の構築」プロジェクトを創設して以来、下記1に掲げる研究開発を通して新産業分野の創出に向けて取り組んでいます。

平成19年度には、このプロジェクトの一環として、下記2に掲げる履修プログラム「半導体・バイオ融合教育プログラム」を開設しました。これにより、半導体技術とバイオ技術の双方の知識と見識を持ち、新たな融合領域を開拓することのできる次世代の研究者・技術者を育成しています。

1. 「半導体・バイオ融合集積化技術の構築プロジェクト」が展開する研究開発

- (1) 生体と半導体回路との接点となるBrain Machine Interface (BMI)の基礎技術を開発する。
- (2) 半導体無線回路集積技術と電磁波の反射現象を用いてがん組織検出システムを開発する。
- (3) 新発見のシリコン結合ペプチドを用いてナノデバイスに抗体などの有機分子を選択的に結合するシリコン・バイオ法を開発し、多項目・高速バイオセンサーを実現する。これらとMEMS技術を用いて医療を革新するユビキタス診断システムを開発する。
- (4) 単電子トランジスタを用いて超高感度バイオセンサーを開発する。

2. 半導体・バイオ融合教育プログラムの概要

(1) 対象学生

本研究科博士課程前期の全専攻の学生を対象とします。

本プログラムの選択を希望する学生は、指導教員とよく相談の上、履修届にて申請してください。

(2) カリキュラム

各専攻の半導体・バイオ融合教育プログラム用の履修基準（広島大学大学院先端物質科学研究科細則別表 p36, p40, p44 参照）により履修していきます。

次の半導体・バイオ融合科目から4科目8単位以上を選択必修科目として修得することとなります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① MEMS 技術（MEMS=Micro Electro Mechanical Systems）② ナノバイオ融合マテリアル工学③ 複合センシング工学④ 生体情報処理システム⑤ 分子・バイオデバイス工学⑥ 半導体光物性⑦ ナノサイエンス |
|--|

(3) 修士論文

半導体・バイオ融合領域に関わる研究テーマを設定して研究指導を受け、修士論文を作成します。テーマの選定については、指導教員とよく相談してください。

(4) 修了認定

上記2(2)及び(3)により本プログラムを修了した者には、修了認定証を授与します。

(5) 博士課程後期学生の単位修得

本研究科博士課程後期の学生も上記2(2)の半導体・バイオ融合科目を受講することができます。

なお、半導体・バイオ融合科目を4科目8単位以上修得した者には、認定証を授与します。

9. 先端物質科学研究科履修手続について

1. 履修手続

- (1) 「My もみじ」(本学の学生向けポータルサイト「学生情報の森もみじ」よりログインする個人用ページ) への登録

毎学期の指定する期間に、履修しようとする授業科目(集中講義、大学院共通授業科目、他研究科及び学部の授業科目を含む。) を「My もみじ」で登録してください。

他研究科又は学部開設の授業科目で、「My もみじ」に掲載されていないものを履修する場合は、履修手続の方法、受付期間、受講条件等を当該研究科等の学生支援窓口で確認してください。

- (2) 「履修届・研究指導届」の提出

「履修届・研究指導届」は、各自の研究題目、研究計画・研究の進捗状況等について、毎学期はじめに指導教員と話し合うこと、また、研究テーマ等に応じた履修計画となっているかどうかを指導教員に確認してもらうことを目的とするものです。

履修しようとする授業科目及び当該学期の研究題目等を記入し、指導教員の承認を得て、毎学期の指定する期限までに先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください。

また、履修プログラム(半導体・バイオ融合教育プログラム(全専攻)) の選択についても、所定の欄に明記してください。

ただし、次の①～③の授業科目を受講する際は、履修方法を別に指定します。

① セミナー科目

(物質科学コースセミナー、応用量子科学コースセミナー、分子生命機能科学セミナー)

受講する場合は、担当教員を選択の上「My もみじ」に登録し、「履修届」に実際の開講時間帯の欄又は集中講義欄に記入して提出してください。

② 修士論文・博士論文研究科目

(量子物質科学特別研究 I・II、分子生命機能科学特別研究 I・II、半導体集積科学特別研究 I・II)

「My もみじ」への登録は不要ですが、「履修届」には実際の開講時間帯の欄又は集中講義欄に記入して提出してください。

③ 学外実習、5 研究科共同セミナー、職業教育特別講義、海外学術活動演習

「My もみじ」への登録及び「履修届」への記入は不要です。

2. 5 研究科共同セミナー

- (1) 先端物質科学研究科学生支援グループで、5 研究科共同セミナー用の「受講届」を受け取ってください。
- (2) 共同セミナーを受講した後、「受講届」に当該セミナーの世話教員から出席確認の印又はサインをもらってください。
- (3) 共同セミナーを 15 回以上受講した後、「受講届」に指導教員の承認印を受け、先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください。
- (4) 各専攻の専門科目 2 単位として認定されます。

3. 職業教育特別講義

- (1) 先端物質科学研究科学生支援グループで、職業教育特別講義用の「受講届」を受け取ってください。
- (2) 職業教育特別講義を受講した後、「受講届」に当該講義の世話教員から出席確認の印又はサインをもらってください。
- (3) 職業教育特別講義を 6 回以上受講した後、「受講届」に指導教員の承認印を受け、先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください。
- (4) 実践キャリア科目 1 単位として認定されます。

10. 広島大学学位規則

(平成16年4月1日規則第8号)

広島大学学位規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)
- 第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)
- 第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)
- 第5章 雑則(第15条―第17条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、

再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コースを除く)
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法専攻及び作業療法専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第 1 号(第 16 条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

		第	割 印	号
卒業証書	学位記			
		氏名		
		年	月	日生
本学○○学部○○学科所定の課程(○○プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する				
		年	月	日
		広島大学○○学部長	印	
		広島大学長	印	

別記様式第5号(第16条関係)

			割 印
		第	号
学位記			
	氏名		
	年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
	年	月	日
	広島大学 印		

備考 第6条第4項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は、この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式
(学位論文提出による場合)

		年	月	日
広島大学長	殿			
		氏名	印	
学位申請書				
貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び審査手数料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。				

別記様式第7号(第16条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

(表紙)

論文目録
学位申請者
氏名 印

備考 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

題目	公表の方法	公表年月日	冊数
学位論文			

参考論文			
1			

2			

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (3) 学位論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

ロ 第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書			
本籍(都道府県名)			
現住所			
	氏名	年 月 日生	
		学歴	
	年 月 日		
	年 月 日		
		職歴	
	年 月 日		
	年 月 日		
		研究歴	
	年 月 日		
	年 月 日		
		賞罰	
上記のとおり違いありません。			
年 月 日			
	氏名		印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

1 1. 広島大学学位規則先端物質科学研究科内規

(平成 16 年 4 月 1 日 研究科長 決裁)

広島大学学位規則先端物質科学研究科内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号。以下「規則」という。)第 17 条の規定に基づき、広島大学大学院先端物質科学研究科における学位の授与に関し必要な事項を定める。

(在学中の学位申請)

第 2 条 規則第 2 条第 2 項により博士(理学)、博士(工学)又は博士(学術)の学位の授与を申請しようとする者は、修了予定年度の 1 月 25 日(9 月修了予定者は、7 月 25 日)までに学位申請手続をしなければならない。ただし、3 年を超えて在学する者及び広島大学大学院先端物質科学研究科細則第 16 条ただし書に該当する者にあつては、随時学位申請手続を行うことができる。

(論文提出による学位申請)

第 3 条 規則第 2 条第 3 項により博士(理学)、博士(工学)又は博士(学術)の学位の授与を申請しようとする者は、随時学位申請手続を行うことができる。

2 規則第 2 条第 3 項により論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士課程後期に 3 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院博士課程前期又は修士課程の修了者で、4 年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業生で、6 年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前各号に掲げる者以外の者で、研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者(学位申請の受理)

第 4 条 博士(理学)、博士(工学)又は博士(学術)の学位申請があつた場合には、先端物質科学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に受理すべきか否かを諮るものとする。

(審査委員会)

第 5 条 審査委員会は、学位請求論文の内容に関係の深い専門分野の本研究科の教授 3 名以上をもって組織する。

2 審査委員に事故があつた場合には、研究科教授会の議を経て審査委員を変更することができる。

3 研究科教授会が必要と認めた場合には、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 審査委員会に、主査を置く。

5 審査委員会は、論文の受理が認められてから 7 日程度の公示期間を設けた後、公聴会を開催するものとする。

(試問委員会)

第 6 条 試問委員会は、学位請求論文の内容に関係の深い専門分野の本研究科の教授 3 名以上をもって組織する。

2 試問委員に事故があつた場合には、研究科教授会の議を経て試問委員を変更することができる。

3 研究科教授会が必要と認めた場合には、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。

4 試問委員会に、委員長を置く。

(試験及び試問の方法)

第7条 規則第6条第3項の試問に課する外国語は、本研究科においては、1種類とする。

2 規則第6条第4項の所定の年限は、本研究科においては、3年とする。

(書類の様式)

第8条 関係書類の様式は、別記第1号様式から別記第7号様式までのとおりとする。

(内規の改正)

第9条 この内規を改正する場合は、研究科教授会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成22年2月5日 一部改正)

この内規は、平成22年2月5日から施行する。

平成 年 月 日

広島大学大学院先端物質科学研究科長 殿

年 月 日入学

広島大学大学院先端物質科学研究科
博士課程後期 専攻

氏名 印

学 位 論 文 審 査 願

広島大学大学院先端物質科学研究科博士課程後期〔博士（ ）〕修了の認定を受けるため、広島大学学位規則第4条第1項の規定に基づき、下記関係書類を提出いたしますから、審査くださるようお願いいたします。

記

論 文	2 通
論 文 目 録	2 通
論文の要旨	2 通
履 歴 書	2 通

平成 年 月 日

広島大学長 殿

氏 名 印

学 位 申 請 書

貴学学位規則第 4 条第 3 項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び
審査手数料 円を添えて博士（ ）の学位の授与を
申請いたします。

別記第3号様式(第8条関係)

(表紙)

論 文 目 録		
学位申請者		
氏 名	印	

備考 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

学位論文
参考論文
1
2

備考

- (1) 学位論文及び参考論文については、論文題目、公表の方法、公表年月日及び冊数を記載すること。
- (2) 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記すること。
- (3) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (4) 学位論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (5) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (6) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

別記第 4 号様式(第 8 条関係)

履 歴 書		
本籍(都道府県名)		
現住所		
ふりがな 氏 名		
年 月 日生		
学 歴		
年 月 日		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月 日		
年 月 日		
賞 罰		
上記のとおり違いありません。		
年 月 日		
氏 名 印		

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載すること。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4 とし、縦にして左横書きとすること。

別記第 5 号様式(第 8 条関係)

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 ()	氏名	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1・2 項該当		
論 文 題 目			
論文審査担当者			
主 査		印	
審査委員		印	
審査委員		印	
〔論文審査の要旨〕			

備考 審査の要旨は、1,500 字程度とする。

別記第 6 号様式(第 8 条関係)

試験の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 ()	氏名	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1・2 項該当		
論 文 題 目			
試験担当者			
主 査		印	
審査委員		印	
審査委員		印	
〔試験の結果の要旨〕			

備考 要旨は、400 字程度とし、試験の方法も記載すること。

別記第 7 号様式(第 8 条関係)

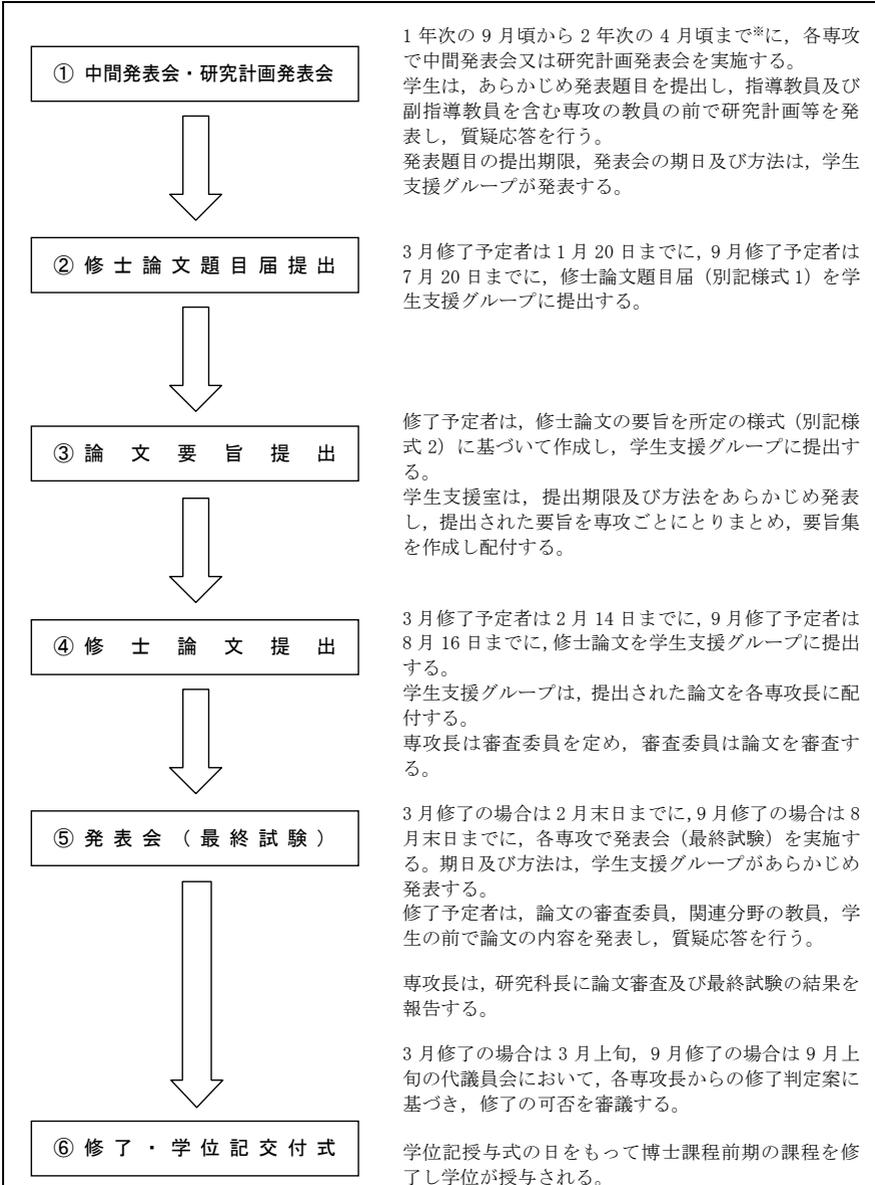
試問の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 ()	氏名	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
論 文 題 目			
試問担当者			
主 査		印	
試問委員		印	
試問委員		印	
〔試問の結果の要旨〕			

備考 要旨は、400 字程度とし、試問の方法も記載すること。

12. 修士の論文審査・最終試験実施の手引

1. 修了までの流れ



※ 10月入学者の中間発表会等については、指導教員の指示に従ってください。

2. 中間発表会・研究計画発表会

指導教員は、研究室の発表者の発表題目及び発表順をとりまとめて先端物質科学研究科学生支援グループに提出し、先端物質科学研究科学生支援グループは、専攻ごとに発表会の期日、方法、発表者及び題目を発表します。

発表者は、指導教員及び副指導教員を含む専攻の教員の前で研究計画等を発表し、質疑応答を行います。

専攻	発表会	実施時期
量子物質科学専攻	中間発表会	1年次の12月頃
分子生命機能科学専攻		2年次の4月頃
半導体集積科学専攻	研究計画発表会	1年次の9月頃

なお、10月入学者の発表会の実施時期については、指導教員の指示に従ってください。

3. 修士論文題目届

修了予定者は、修士論文題目届（別記様式1）を、3月修了の場合は1月20日までに、9月修了の場合は7月20日までに、研究科長（先端物質科学研究科学生支援グループ）に提出してください（上記の締切日が休日と重なった場合は、直後の平日を締切日とします）。

なお、修士論文題目届の様式は、先端物質科学研究科学生支援グループから全修了予定者に配付しますが、研究科ホームページからもダウンロードすることができます。

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/> 「学生支援情報」→「各種提出書類様式」

4. 論文要旨

修了予定者は、所定の様式（別記様式2）に基づき、修士論文の要旨をまとめ、先端物質科学研究科学生支援グループに提出してください。

提出期限及び方法は、先端物質科学研究科学生支援グループがあらかじめ発表します。

また、専攻ごとに要旨集を作成し、先端物質科学研究科学生支援グループから配付します。

5. 修士論文の提出及び審査

(1) 論文提出

修了予定者は、修士論文を表面に所定の事項（別記様式3）を記載したファイル等（無地のもの）で綴り、3月修了の場合は2月14日、9月修了の場合は8月16日までに研究科長（先端物質科学研究科学生支援グループ）に提出してください（上記の締切日が休日と重なった場合は、直後の平日を締切日とします）。

提出に際しては、修士論文題目届、論文要旨、修士論文がすべて同一論文題目であるか確認してください。

また、論文の構成（中表紙、目次、本文、謝辞、参考文献、付録等）等については、指導教員の指示に従ってください。

先端物質科学研究科学生支援グループは、論文に受理日を記載し、当該専攻長に配付します。

(2) 論文審査

専攻長は、修了予定者ごとに論文審査委員（指導教員を含む教員3名）を決定します。

論文審査委員は、審査した論文について合格又は不合格を決定します。

6. 発表会（最終試験）

各専攻は、論文合格者を対象に、3月修了の場合は2月末日までに、9月修了の場合は8月末日までに、最終試験として修士論文の発表会を実施し、合格又は不合格を決定します。

修了予定者は、論文の審査委員、関連分野の教員、学生の前で論文の内容を発表し、質疑応答を行います。期日及び方法は、先端物質科学研究科学生支援グループがあらかじめ発表します。

なお、発表会は秘密会（学外秘）とし、学部3年次以下の学生及び一般企業等外部関係者が出席するときには、秘密保持に関する誓約書を提出する必要があります。

7. 修了判定

専攻長は、論文審査及び最終試験の結果を記した審査報告書を、3月修了の場合は2月末日、9月修了の場合は8月末日までに、研究科長（先端物質科学研究科学生支援グループ）に提出します。

研究科長は、その報告書及び修了要件単位の修得状況に基づいて、代議員会に修了の判定を付議し、これを審議します。

8. 修了・学位授与

研究科長は代議員会の議決に基づき、学長に修了の報告及び学位の申請を行います。

本研究科の博士課程前期を修了すると、「修士（理学）」、「修士（工学）」又は「修士（学術）」の学位が授与されます。

修了及び学位授与の日付けは、学位記授与式の日となります。

平成 年 月 日

大学院先端物質科学研究科長 殿

所 属

学生番号

氏 名

修 士 論 文 題 目 届

指導教員氏名		指導教員承認印	
論文題目			
修士の学位に付記する 専攻分野の名称	いずれかに○印を付けること 理 学 工 学 学 術		
(※この欄は記入しないこと) 論文受領日	平成 年 月 日	(先端研学生支援グループ)	

記入上の注意

1. 黒色のボールペン、万年筆等を使用してください。
2. 原子記号や菌株等の学名は特に丁寧に記入してください。
 - ・原子記号：上方，下方の表記を明確に記入してください。
 - ・学 名：イタリックであれば文字に下線を引いてください。
3. 修正液の使用は認められません。
4. 論文題目が英文の場合は、() 書で和訳を記入してください。

別記様式 2

(1) 量子物質科学専攻の修士論文要旨

(1 枚目)	論文題目 (研究室名) 学生番号 氏名 指導教員名 副指導教員名
本文

作成上の注意

1. A4 版用紙 (縦) 2 枚を片面, 白黒印刷してください。余白を上端, 左端とも 3cm とり, 要旨が縦 24cm, 横 15cm の範囲に入るよう設定してください。
2. 1 枚目に論文題目, 学生番号, 氏名, 指導教員名, 副指導教員名を順に記載したあと, 本文を続けてください。日本語又は英語で記述してください。
3. 前年度の要旨集を参考にしてください。
4. 提出期限後の差し替えは受け付けません。

(2) 分子生命機能科学専攻の修士論文要旨

論文題目 (2 行以内) 氏名 (所属)
【目的】..... (12 行以内)
.....
【方法及び結果】.....
.....
..... (1 枚以内)

作成上の注意

1. A4 版用紙 (縦) 1 枚を片面, 白黒印刷してください。ページ設定を横 36 文字×縦 40 行とし, 余白を上下左右とも 2.5cm とってください。
2. 最初に論文題目を 2 行以内で記載し, 3 行目又は 4 行目から氏名, 所属を記載してください。
3. 本文は, 【目的】 (12 行以内), 【方法及び結果】 の順に, 具体的に内容が把握できるよう簡潔に記述してください。
4. 図又は表を要旨の中に書き入れるときは, 全体の 1/3 以内として, 用紙の設定枠からはみ出さないようにしてください。
5. 引用文献の記載は最小限にとどめてください。
6. 前年度の要旨集を参考にしてください。
7. 提出期限後の差し替えは受け付けません。

(3) 半導体集積科学専攻の修士論文要旨

(1 枚目)	論文題目
	研究室名 学生番号 氏名
	指導教員名 副指導教員名
本文

作成上の注意

1. A4 版用紙（縦）2 枚を片面，白黒印刷してください。余白を上端，左端とも 3cm とり，要旨が縦 24cm，横 15cm の範囲に入るよう設定してください。
2. 1 枚目に論文題目，学生番号，氏名，指導教員名，副指導教員名（2 人いる場合は 2 人の氏名）を順に記載したあと，本文を続けてください。日本語又は英語で記述してください。
3. 前年度の要旨集を参考にしてください。
4. 提出期限後の差し替えは受け付けません。

別記様式 3

(日本語の場合)

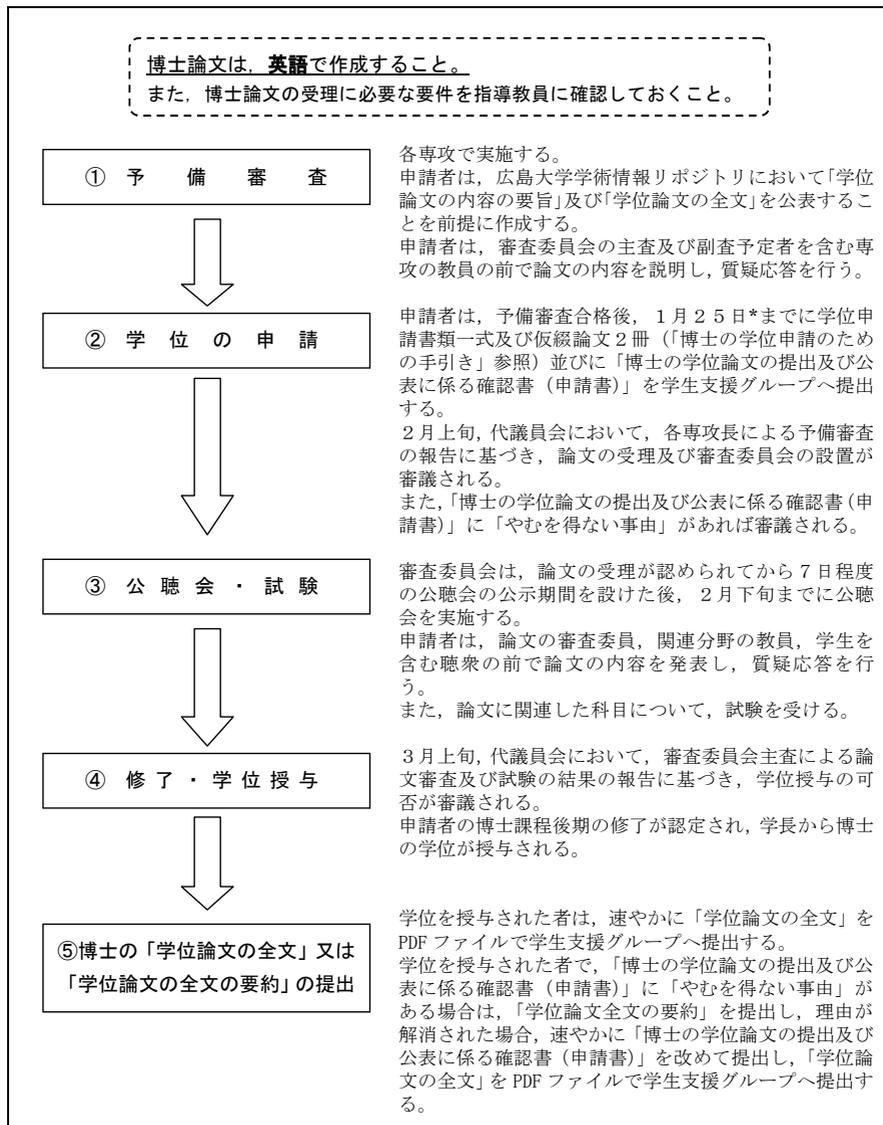
年度	修士論文	
論文題目		
広島大学大学院先端物質科学研究科	専攻	
氏名		
指導教員		
年	月	日

(英語の場合)

Master's Thesis
Title
Name
Department of Graduate School of Advanced Sciences of Matter
Hiroshima University
Supervisor
Date

1 3. 博士の学位申請・審査の概要

1. 修了・学位授与までの流れ (3月修了・学位授与の場合)



※ 9月に修了する場合、学位の申請期限は7月25日となります。

なお、早期修了する場合及び3年を超えて在学し修了する場合は、随時学位申請を行うことができます。修了・学位授与までの流れは上記と同様ですが、具体的な日程については先端物質科学研究科学生支援グループへご相談ください。

2. 学位授与の申請資格

学位授与の申請は、広島大学大学院先端物質科学研究科細則第 16 条に規定された博士課程後期の修了の要件を充たし、かつ指導教員の指示する博士論文の受理に必要な要件を充たした場合に、行うことができます。

本研究科の博士課程後期を修了すると、「博士（理学）」、「博士（工学）」又は「博士（学術）」の学位が授与されます。

学位授与の申請にあたっては、まず指導教員に申請の希望を申し出てください。指導教員により学位請求論文の内容が審査の対象となり得ると判断された場合は、所定の形式及び様式（「博士の学位申請のための手引き」参照）で予備審査を受けるための準備をしてください。

3. 予備審査

指導教員は、申請者の学位請求論文及び必要書類等を専攻長に提出し、これを受けて専攻長は、予備審査を実施します。

申請者は、予備審査会において、論文審査の主査及び副査予定者を含む専攻の教員の前で論文の内容を説明し、質疑応答を行います。

専攻長は、予備審査会の報告に基づき、提出された学位請求論文に対して受理の可否を判断し、適当と認められる場合には申請者に対して研究科への正式な申請の手続きを指示します。

4. 申請手続き

申請者は、次の書類等を各 2 部、1 月 25 日（9 月修了の場合は 7 月 25 日）までに先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください（上記の締切日が休日と重なった場合は、直後の平日を締切日とします）。書類等の形式、記入例等を「博士学位申請の手引き」で確認し、本研究科のホームページで様式をダウンロードして作成してください。

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/> 「学生支援情報」→「各種提出書類様式」

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位請求論文（仮綴論文）
- (3) 論文目録
- (4) 論文の要旨
- (5) 履歴書
- (6) 「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」

なお、早期修了する場合及び 3 年を超えて在学し修了する場合は、申請書類を随時提出することができます。具体的な日程は、先端物質科学研究科学生支援グループへご相談ください。

5. 受理審査

研究科長は、上記 4. の(3)及び(4)を資料として事前配付の上、2 月上旬の代議員会に論文の受理及び審査委員会の設置を付議します。代議員会は、専攻長からの予備審査の報告に基づき、これを審議します。

審査委員会には主査を置き、学位請求論文の内容に関係の深い専門分野の本研究科の教授 3 名以上（必要に応じて、本研究科もしくは他の研究科の教員又は他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができます。）をもって組織します。

6. 公聴会及び試験

審査委員会は、論文の受理が認められると直ちに先端物質科学研究科学生支援グループに公聴会の日時を連絡し、先端物質科学研究科学生支援グループは研究科のホームページ及び掲示板で公示します。7 日程度の公示期間ののち、審査委員会は 2 月下旬までに公聴会及び試験を実施します。

申請者は、論文の審査委員会委員、関連分野の教員、学生を含む聴衆の前で論文の内容を発表し、質疑応答を行うほか、審査委員会の課した論文に関連ある科目の試験を受けます。

審査委員会は、その結果を「論文審査の要旨」（広島大学学位規則先端物質科学研究科内規別記第5号様式（第8条関係））及び「試験の結果の要旨」（同第6号様式（第8条関係））により研究科長に報告します。

7. 学位授与審査

研究科長は、審査委員会から提出された6.の報告書を資料として事前配付の上、3月上旬の代議員会に論文の審査を付議します。審査委員会主査は代議員会に出席し、論文審査及び試験の結果を報告します。代議員会は、その報告に基づき、修了及び学位授与の可否を審議します。

8. 学位授与

研究科長は、代議員会の議決に基づき、学長に学位の授与を報告します。

学位授与（修了）の日付けは、下表のとおりとなります。

修業年限による区別	学位授与（修了）の日
標準修業年限（3年）での修了者	学位記授与式の日
最短在学年限での早期修了者	
9月修了及び3月修了の早期修了者	
上記以外の早期修了者	代議員会で議決された日
3年を超えて在学し修了する者	

9. 博士の「学位論文の全文」又は「学位論文の全文の要約」の提出

学位を授与された者は、速やかに「学位論文の全文」をPDFファイルで先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください。

学位を授与された者で、広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」がある場合は、「学位論文全文の要約」を提出し、理由が解消された場合、速やかに「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」を改めて提出し、「博士論文の全文」をPDFファイルで先端物質科学研究科学生支援グループへ必ず提出してください。形式及び様式は「博士の学位申請のための手引き」を参照してください。

14. 教育職員免許状の取得について

本研究科博士課程前期においては、次の条件を充たした場合に、教育職員免許状の授与を受ける資格を得ることができます。

- (1) 下表に示した各専攻で申請することのできる免許状の種類・教科について、一種免許状を有していること。もしくは、学士の学位及び一種免許状取得に必要な単位を具備していること。
- (2) 下表に示した本研究科博士課程前期の授業科目のうちから24単位以上を修得し、修了すること。

専攻	量子物質科学	分子生命機能科学	半導体集積科学
申請可能な免許状の種類（教科）	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	高等学校教諭専修免許状（工業）	高等学校教諭専修免許状（工業）
上記(1)に該当する免許状の種類（教科）	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）	高等学校教諭一種免許状（工業）	高等学校教諭一種免許状（工業）
	上記の一種免許状を取得していない場合は、学部及び博士課程前期を通じて、一種免許状に必要な単位を充足していること。		
上記(2)に該当する授業科目	量子物質科学特別研究Ⅰ 物質科学コースセミナー 応用量子科学コースセミナー 固体電子論 固体物性論 電子関連物理学 磁性物理学 低温物理学 光子物理学 ビーム・加速器物理学 量子物理学 半導体光物性 ナノサイエンス Quantum Optics 巨視的量子論 水素機能材料科学	分子生命機能科学特別研究Ⅰ 分子生命機能科学セミナー ゲノム科学A ゲノム科学B 細胞科学A 細胞科学B 生命機能工学A 生命機能工学B 環境生命工学A 環境生命工学B フロンティア生命科学 フロンティア生命機能工学 MEMS技術 ナノバイオ融合マテリアル工学 複合センシング工学 生体情報処理システム 分子・バイオデバイス工学 分子生命機能科学特別講義A 分子生命機能科学特別講義B 分子生命機能科学特別講義C 分子生命機能科学特別講義D	半導体集積科学特別研究Ⅰ 集積回路・プロセス演習 学外実習 半導体物性工学 電子デバイス物理 半導体シミュレーション工学 LSI集積化工学 集積化情報伝送工学 システムLSI設計 アナログ集積回路A アナログ集積回路B RF・高速回路設計のための電磁気学 マイクロプロセッサ設計 光電融合システム 集積システム信頼性 MEMS技術 ナノバイオ融合マテリアル工学 複合センシング工学 生体情報処理システム 分子・バイオデバイス工学 集積システム開発（メカトロシステム）

15. 学生生活について

1. 学生への連絡

(1) 「My もみじ」への掲示

広島大学では、学生向けポータルサイト「学生情報の森 もみじ」（以下「もみじ」と言います。）で、本学で学び、生活するために必要な情報を提供しています。「もみじ」は、イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報等、誰でも自由に閲覧可能な「もみじTop」と、広大ID・広大パスワードによりログインした後に利用可能な「My もみじ」（学習支援機能を充実させた文教システム）から構成されています。

大学から学生の皆さんへの伝達事項は、「My もみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「My もみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。

「もみじ」 <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

(2) 先端物質科学研究科掲示板（先端科学総合研究棟4階）

次のいずれかに該当するものや、重要な事項等を掲示します。

- ① 履修登録期間中の掲示
- ② 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示 → 4月末日まで
- ③ 「My もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡
- ④ その他教務・学生生活に関する掲示

就職情報に関する掲示は、4階ラウンジの就職コーナーの掲示板に掲示されています。

(3) 先端物質科学研究科ホームページ

先端物質科学研究科のホームページにも各種学生支援情報や行事等を掲載していますので、こちらも必ず確認してください。

先端物質科学研究科 <http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/>

(4) その他

重要な事項については、E-mailでも通知する場合があります。

その他、各専攻からの連絡事項については各専攻の掲示板を、他学部・他研究科の授業科目の受講に関しては当該学部・研究科の掲示を参照してください。

2. 「もみじ」

(1) 広大IDと広大パスワード

「My もみじ」を安全に利用するために、広大IDと広大パスワード（学生証交付時にお知らせします。）を使用します。これらは他人に知られないようにしてください。第三者による成績などの個人情報の参照や履修登録科目の書き換えなどを防ぐためです。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は毎学期の設定された期間に履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「My もみじ」の掲示などでお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。シラバスを参照することもできます。

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報は、学生指導や事務連絡などに利用するため、変更などがあった際にはすみやかに届け出てください。メール

アドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET2007）からアクセスしている場合は「My もみじ」上で変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。

(6) アンケート

パソコンで簡単に回答できるアンケート機能があります。学生生活に関する調査や、授業改善につながる授業評価アンケート等が行われます。

(7) 進路・就職

進路・就職に関する情報（進路希望入力、就職活動入力、進路決定入力）を入力する必要があります。求人や就職先の情報などを入手することもできます。

(8) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」には、学内外のネットワークに繋がったパソコンからログインできます。学籍情報、成績情報等の参照は学内ネットワークに限定されています。また、掲示、休講補講教室変更、試験情報には携帯電話からもアクセスできます。

(9) 「もみじ」の利用可能時間について

「もみじ」は 24 時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「My もみじ」の掲示や「もみじ Top」の「システム管理者からのお知らせ」等で通知します。

(10) その他の注意について

「My もみじ利用上の注意」を必ず一読した上でご利用ください。

「もみじ Top」→「インフォメーション」→「My もみじ利用上の注意」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

操作等で不明な点がありましたら、先端物質科学研究科学生支援グループ又は業務システム問い合わせ窓口へお問い合わせください。

TEL : (082)424-5609

E-mail : systemhelp@office.hiroshima-u.ac.jp

3. 学生証（「広島大学学生証取扱細則」p112 参照）

学生証は、本学の学生であることを証明するものですから、常に携帯してください。

万一、紛失又は汚損した場合は、すみやかに先端物質科学研究科学生支援グループに申告し、所定の「学生証再発行願」及び発行手数料を提出して再交付を受け、パスワードを変更してください。

学籍を離れたときや有効期間を経過したときは、返却してください。

4. 各種届出

以下の学籍の異動には届出が必要です。必要書類等を先端物質科学研究科学生支援グループへ提出してください。

(1) 休学、退学、留学、他の大学・研究機関等への派遣等

指導教員、父母等とよく相談の上、願い出てください。

なお、日本学生支援機構の奨学金（「7. 奨学金」参照）を受給している場合は、変更の届出が必要です。広島大学教育・国際室学生生活支援グループ奨学金担当（学生プラザ 3F）へ願い出てください。

(2) 改姓

婚姻等の自由により改姓をするときは、所定の「改姓届」及びその事由を証明する書類（戸籍抄本等）を提出してください。

なお、希望により旧姓を使用することも可能です。所定の「旧姓使用届」及び旧姓を証明する書類（戸籍抄本等）を提出してください。

(3) 住所変更

住所（電話番号、帰省先を含む。）を変更したときは、変更後の住所を届け出てください。

TA やチューターへの雇用などによる大学からの謝金等の給付がある場合は、別途登録手続きが必要となります。

5. 各種証明書の発行

(1) 証明書自動発行機により発行できる証明書

- ① 学割証（JR）※1
- ② 在学証明書（和文、英文）
- ③ 修了見込証明書（和文、英文）（ただし2年次生のみ）※2
- ④ 健康診断証明書（和文）（ただし定期健康診断受診者のみ）
- ⑤ 学業成績証明書（和文、英文）

※1 学割証はJRで片道101 km以上乗車する場合に、年間（4月から翌年3月まで）20枚を限度として使用できます。往復乗車券や周遊きっぷにするなどして、計画的、かつ、有効に使用してください。

なお、不正に使用した場合は、追徴金を請求されるだけでなく、本学が発行停止処分を受けかねません。他の学生へ迷惑をかけますので十分注意してください。

※2 「My もみじ」に希望進路を入力した場合にのみ発行されます。

証明書自動発行機の設置場所及び稼働時間は下表のとおりです。発行には学生証と広大パスワードが必要です。

キャンパス	設置場所	稼働時間	
東 広 島	理学部、工学部、総合科学部、生物生産学部、法学部・経済学部、文学部、教育学部	月～金曜日	8:30～17:15
霞	医学部、歯学部	月～金曜日 土曜日	8:30～21:30 8:30～17:00
東 千 田	法学部・経済学部東千田総合校舎	月～金曜日 土曜日	8:30～21:15 9:45～18:30

(2) その他の証明書（先端物質科学研究科学生支援グループで発行）

通学証明書、船舶学割等

(3) 修了後の証明書請求方法

本研究科修了後、学業成績証明書（博士課程前期・後期）、修了証明書（博士課程前期）、学位授与証明書（博士課程後期）が必要になった場合には、以下の内容を記入した「証明書交付願」と返信用封筒（切手貼付）を同封し、封筒に「証明書交付願在中」と朱書きの上、先端物質科学研究科学生支援グループ（〒739-8530 東広島市鏡山1-3-1）へ郵便でお申し込みください。

証 明 書 交 付 願

1. 氏名（英文証明書を希望する場合はローマ字も併記してください。）
2. 現住所
3. 電話番号
4. 生年月日
5. 専攻名・学生番号
6. 入学年月
7. 卒業年月
8. 証明書の種類・部数（英文証明書を希望する場合はその旨明記してください。）
9. 証明書を必要とする理由・提出先

6. 授業料免除

授業料免除制度は、経済的な理由などにより授業料を納付することが困難な人が、所定の申請を行うことで、納付すべき授業料の全額又は半額の免除を受けることのできる制度です。免除者の選考は、一定の学力基準を満たしている人について、予算の範囲内で、家庭の経済状況等により困窮度の高い人から、全額免除、半額免除、不許可の順に行います。

免除申請ができる人は、次の(1)又は(2)に該当する人です。

- (1) 経済的理由により、授業料を納付することが困難で、かつ、一定の学力基準を満たしている人
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前 6 か月以内（新入学生は入学年度の最初の学期に限り入学前 1 年以内）に、以下の理由により、授業料の納付が困難となった人

（納付月前 6 か月以内とは、前期申請では前年の 10 月 1 日以降を、後期申請では当年の 4 月 1 日以降をさします。）

(f) 学資負担者が死亡した場合

(g) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(h) 学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合

（失職とは、会社倒産、解雇等により職を失う場合であり、定年退職、勸奨退職等自己都合による退職は含みません。）

(e) 学資負担者が申請時現在長期療養中である場合

（長期療養中とは、見込みを含め 6 か月以上の療養が必要で就業不能の状態にある場合をいいます。）

授業料免除を申請する場合は、まず申請書類「授業料免除申請のしおり」を入手してください。

申請時期、申請書の提出方法、免除決定の通知方法等は、「もみじ Top」でご確認ください。

「もみじ Top」→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「授業料免除」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/jugyomenjo.html>

質問、相談、不明な点がありましたら、広島大学教育・国際室学生生活支援グループ授業料免除担当（学生プラザ 3F）へお問い合わせください。

〒739-8514 東広島市鏡山 1-7-1 TEL(082)424-6163, 6138

7. 奨学金

学業成績が優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者については、選考の上、奨学金を貸与又は給付する制度があります。

(1) 日本学生支援機構の奨学金

次の2種類の奨学金があります。

種 類	貸与条件	貸与月額 (平成24年度参考)
第一種奨学金	無利子	博士課程前期 5万円又は8万8千円 博士課程後期 8万円又は12万2千円
第二種奨学金	有利子	貸与月額は、次の中から申込希望者が選択します。 5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円

貸与期間は、原則として、貸与開始の月から標準修業年限の終期までです。

定期採用については、その都度、下記ホームページでお知らせしますので、希望者はそれにより出願手続きをしてください。

「もみじTop」→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「奨学金」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogakukin.html>

日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/>

なお、家計の急変、災害等で学資に困った時は、臨時に出願できる場合がありますので、広島大学教育・国際室学生生活支援グループ奨学金担当に問い合わせてください。

(2) その他各種育英団体の奨学金

各種育英事業団体は、全国に600団体以上ありますが、設立の趣旨並びに取り扱い要領(出願資格、手続き、交付方法等)は、それぞれの団体によって異なっています。大学を通して募集するものは、ほとんどが4月～6月の間です。常に下記ホームページに注意し手続きを行ってください。

「もみじTop」→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「奨学金」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogakukin.html>

質問、相談、不明な点がございましたら、広島大学教育・国際室学生生活支援グループ奨学金担当(学生プラザ3F)へお問い合わせください。

〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1 TEL(082)424-6167, 6169

8. 留学制度

本学では、外国人留学生を積極的に受け入れるとともに、本学の学生の海外留学を支援しています。本学の詳しい留学情報は、「もみじTop」でご確認ください。

「もみじTop」→「学びのサポート」→「留学」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/study-abroad.html>

9. 保健管理センター

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とした全学的な施設です。定期健康診断、内科診療、健康相談(婦人科・泌尿器科・歯科・メンタルヘルス・禁煙等に関する相談を含む。)、カウンセリング・学生相談、応急処置等を行うほか、定期健康診断を受けた人を対象に健康診断証明書も発行します。

詳しくは、保健管理センターのホームページをご覧ください。(一部予約制)

保健管理センター <http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

10. ピア・サポート・ルーム

ピア・サポート・ルームは、学生による学生のための相談室です。学内外の専門機関・施設の紹介、悪徳商法、人間関係や自分について、あらゆるジャンルの相談をピア・カウンセリングの訓練を受けた学生（ピア・サポーター）が、同じ学生という立場から相談を受けます。

詳しくは、ピア・サポート・ルームのホームページをご覧ください。

ピア・サポート・ルーム <http://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/>

11. ハラスメント相談室（「広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」p118参照）

ハラスメントとは、教員と学生、先輩と後輩、男性と女性といった関係で、一方がその地位・立場・力関係を利用して、相手の意に反する不適切な言動を行い、精神的な面も含めて相手に不利益や損害を与えたり、環境を悪化させることです。

本学では、ハラスメントは構成員が安全で適切な環境で学び、研究し、働く権利を侵害するものであるという認識に立ち、その発生を防止し、問題が起こった時には適切に対応することを目的として「広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」等を制定し、被害者支援や啓発活動を行っています。

ハラスメントの被害にあったり、それに関連して何らかの不利益を受けたりした場合には、決して自分を責めたり、自分だけで問題を抱え込んだりせず、できるだけ早くハラスメント相談室に相談してください。

詳しくは、ハラスメント相談室のホームページをご覧ください。

ハラスメント相談室 <http://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/>

メール相談：harassos@hiroshima-u.ac.jp

12. 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険、学研災付帯学生生活総合保険

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、授業中、学校行事中、課外活動中、通学中や大学構内にいる間にケガをした場合に補償が受けられる保険です。本学が保険料を負担し、全員加入します。

学研災付帯賠償責任保険（学研賠）は、授業、学校行事、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティアクラブの活動中や、その活動のための往復途中等、国内で、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことで発生した法律上の損害賠償を補償する保険で、保険料は自己負担です。

学研災付帯学生生活総合保険（学研災付帯学総）は、上記の学研災への加入が条件となっている総合保険です。学研災は、正課中・学校行事中・課外活動中、通学中・大学構内等での補償に限定されていますが、この保険はけがや病気等の治療実費の支払い、医師による電話相談など学生生活をより広くカバーした補償内容となっており、学研賠の補償内容も含まれています。この保険のパンフレット（加入申込用紙在中）は、学生生活支援グループで配付しています。なお、保険料は自己負担です。

先端物質科学研究科は、実験や実習等の授業時間数がきわめて多く、不慮の事故による災害や傷害の可能性がりますので、学研賠又は学研災付帯学総のいずれかに全員が加入してください。事故が発生したときは、すぐに、広島大学教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当（学生プラザ3F）まで報告してください。

〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1 TEL(082)424-6166, 6168

「もみじ Top」→「学生生活のサポート」→「保険」→「学生教育研究災害傷害保険」

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogaihoken.html>

詳細は、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」及び「学研災付帯賠償責任保険のしおり」を読んでください。

14. 交通規制・構内通行証

本学では、東広島キャンパス並びにその周辺における交通の安全、災害及び騒音の防止等を図り、教育環境を保持するため、「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則」（p143 参照）を設け、居住地区による規制や、入構ゲートの設置、負担金、違反者に対する措置等を定めています。

自動車による通学を希望する学生は、次の(1)から(7)に留意し、交通安全講習会を受講の上、所定の手続きをして構内駐車証の交付を受けてください。

- (1) 居住地区による規制があり下記の者は認められません。
 - ・ 池の大学生宿舍又は国際交流会館に居住している者
 - ・ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (2) 自動車の入構口は、ゲート（8カ所）により規制します。入構の際には、構内駐車証と学生証を所持している必要があります。
- (3) 構内駐車証の取得には負担金が必要です。（平成25年度参考）
年間券 7,000円：半年券 3,500円：1ヶ月券 1,000円
- (4) 違反者に対する措置
違反車両には、告知書貼付のうえ、車両固定の措置がとられます。
違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構が禁止されます。
構内駐車証の偽造や貸し借りについては、直ちに車両による入構が禁止されます。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないでください。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないでください。
- (7) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意してください。

15. 事件・事故の報告

事件・事故（交通事故を含む。）に関わった場合には、すみやかに先端物質科学研究科学生支援グループ及び指導教員に報告してください。

16. 就職

就職を希望する場合は、各専攻の就職担当教員や指導教員と十分連絡をとり、指導を受けてください。先端科学総合研究棟4階ラウンジの就職コーナーにも、求人票・企業案内等の就職関係資料を置いてありますので、あわせてご利用ください。

また、希望する進路（就職・進学・留学等）を博士課程前期1年次の10月末までに「Myもみじ」で登録し（入力された場合のみ、2年次に証明書自動発行機で修了見込証明書が発行されます。）、進路が決定（内々定又は合格）したら、その進路についても登録してください。登録された情報は、就職に関する統計・調査や在学生の就職活動支援のための資料として活用され、個人情報には本学キャリアセンター（学生プラザ2階）で厳正かつ安全に保管・管理されます。

なお、キャリアセンターでは、「Myもみじ」での求人情報の提供のほか、就職活動及びインターンシップの支援、アルバイトの斡旋等も行っています。

「もみじTop」→「進路・就職のサポート」

キャリアセンター <http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/index.html>

17. 学生団体（「広島大学学生生活に関する規則」p109 参照）

学生団体の結成又は更新には、学生団体結成届（随時提出）又は更新届（5 月末日までに提出）の提出が必要です。先端物質科学研究科学生単一で団体を結成するときは先端物質科学研究科学生支援グループへ、複数の学部・研究科の学生で団体を結成するときは教育・国際室学生生活支援グループ（学生プラザ 3F）へ提出してください。

18. その他

入学時に配布する「学生生活の手引」（広島大学教育・国際室発行）にも、授業料免除、奨学金等の各種手続きをはじめ、留学制度、学生保険、健康管理及び相談施設、キャリアデザイン、課外活動等、学生生活にかかる諸事項が記載されていますので、参考にしてください。

修学あるいは学生生活の上でご不明な点などがありましたら、先端物質科学研究科学生支援グループへご相談ください。

〒739-8530 東広島市鏡山 1-3-1

TEL : (082)424-7008, 7009 FAX : (082)424-7000

E-MAIL : sentan-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

16. 学業に関する評価の取扱いについて

(平成18年4月1日副学長(教育・研究担当)決裁)

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA: Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA: Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

【計算式】

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付

さない。

2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

17. 長期履修学生制度について

1. 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができます。

2. 対象となる学生

職業（定職）を有している場合又は本学フェニックス入学制度により入学した場合に、長期履修を願い出ることができます。

3. 長期履修の期間

長期履修の期間は、博士課程前期にあつては4年、博士課程後期にあつては6年を限度とします。

4. 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、指導教員と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、先端物質科学研究科学生支援グループに照会してください。

18. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は4月1日から4月15日までに、後期は10月1日から10月15日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があつたときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年2月28日 一部改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

19. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第31条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第36条第3項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部等の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4月入学者にあつては入学した年度の6月30日までに、10月入学者にあつては入学した年度の12月28日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の6月30日までに、別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

—別記様式省略—

20. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

(平成24年2月13日理事(教育担当)決裁)

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して1つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後90分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後90分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して1つ以上発令された場合

(2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して2つ以上発令された場合

(3) JR山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

21. 広島大学学生交流規則

(平成16年4月1日規則第7号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 派遣学生(第3条-第10条)
- 第3章 特別聴講学生(第11条-第18条)
- 第4章 雑則(第19条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第28条第5項、第29条第7項、第30条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第35条第4項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対

象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の

長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「単科大学等」という。)の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業料について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

22. 広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用目的

(2) 日時及び場所

(3) 責任者の氏名

(4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

23. 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により，研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この細則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は，その有効期限内に限りその効力を有する。

—別記様式省略—

24. 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

25. 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した学部^の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

26. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動
- (4) その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4 所属長は、第3により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第1号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年1月15日 一部改正)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

—別記様式省略—

27. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

28. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成16年4月1日規則第130号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第56条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第3条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
 - (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
 - (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人
- 2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 専門アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第5条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ4階に設置する。

(開室時間)

第6条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(事務)

第7条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年5月14日規則第104号)

この規則は、平成22年5月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成22年4月6日から適用する。

29. 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日 一部改正)

 - 1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。
 - 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

30. 広島大学学生懲戒指針

(平成16年4月1日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第40条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第41条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号。以下「専攻科規則」という。)第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の可否等の決定

通則第40条(大学院規則第41条及び専攻科規則第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前3号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行の前日に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

—別記様式省略—

3 1. 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 2. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 44 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

3.3. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、④代筆 *6、などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種類や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
 - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後も授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
 - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
 - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を
- 1 依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは顔に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

34. 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めたる者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めたる者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学金 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学金及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学金及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学金及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

—別記様式省略—

35. 広島大学研究生規則先端物質科学研究科内規

(平成16年4月1日研究科長決裁)

広島大学研究生規則先端物質科学研究科内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第5条の規定に基づき、先端物質科学研究科における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究期間は、1月以上とし、原則として毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。

(願い出期限の特例)

第3条 願い出期限は、研究開始日の15日前までとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月15日 一部改正)

この内規は、平成16年10月15日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

3 6. 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 5 2 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めたる者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めたる者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めたる場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 本国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学科及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

37. 広島大学科目等履修生規則

(平成16年4月1日規則第12号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条の2第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第54条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第11号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第15条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学科28,200円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1

単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

- 2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

- 2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

- 2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

—別記様式省略—

38. 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成16年4月1日規則第9号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第16条の2第3項及び第48条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第49条第4項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第21条第1項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第22条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
 - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第2号)に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
 - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書によ

り徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学科を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学科の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学科の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学科の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学科の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学科の免除)

第4条 入学科の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学科の全額を免除する。

2 入学科の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学科の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学科の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学科を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学科の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著し

く困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学金未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

—別記様式省略—

39. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結している、又はその保険の被保険者となっている者で、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5) 所用のため構内を訪れる外来者

(6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者

(7) 商用等のため構内を訪れる業者

(8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の交付申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあつては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし、4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
- (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
- (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

4 前項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。

5 既納の利用者負担金は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を返還する。この場合において、返還に際し必要となった銀行口座への振込手数料は当該納付を行った者の負担とする。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げたとき 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に定める構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となったとき 納付した額

(3) 錯誤による納付があったとき 第3項及び第4項に定める利用者負担金の額を超えて納付した額

(4) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に戻却したとき 納付した額
(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車
- (4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
- (5) その他学長が特別に認めた自動車
(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成25年3月25日 一部改正)

この細則は、平成25年3月25日から施行する。

—別記様式省略—

別紙第1(第5条第2項関係)

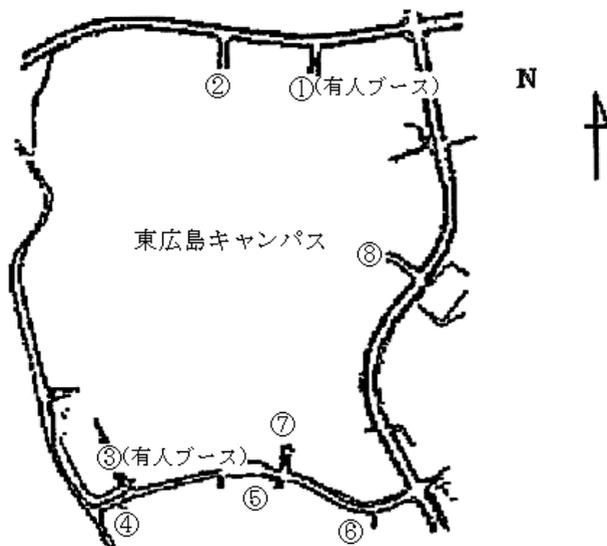
区分	構内駐車証の種類	パスカードの種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付係(以下「受付係」という。)	交付申請書等	財務・総務室管財グループ(以下「管財グループ」という。)	備考	
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) ・常時又は一定の期間入構する者	パスカード(別記様式第5号)	理事(財務・総務担当)が定める日～4月15日	職員(第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事(財務・総務担当)が定める様式	・各部局等から送付されてきた交付申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の振込納付を確認後構内駐車証等を各部局等へ送付(各部局等は申請者に交付)		
				学生(第4条第2号に該当する者)					
				事業所の職員(第4条第3号に該当する者)				管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
			4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	職員 学生 事業所の職員	同上	同上		同上	受付する場合は、管財グループから各部局等へ通知する。
			随時	職員 学生(第4条第4号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事(財務・総務担当)が定める様式		・各部局等から送付されてきた貸与申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・構内駐車証等を各部局等へ送付(各部局等は申請者に貸与)	
				外来者(第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)			

		委託業務の従事者業者 (第4条第6号又は第7号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の納付を確認後構内駐車証等を申請者に交付 	
構内駐車証(別記様式第3号) ・一定期間(1週間以内)入構する者		職員 学生 (第4条第8号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事(財務・総務担当)が定める様式交付申請理由書(様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局等へ短期貸出用の構内駐車証等を管財グループから配布 ・受付係等で構内駐車証等を貸与する 	貸出期間は、1週間を限度とする。
構内駐車証(別記様式第3号) ・一定期間(1週間を超えて)入構する者				理事(財務・総務担当)が定める様式交付申請理由書(様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局等から送付されてきた交付申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の振込納付を確認後構内駐車証等を各部局等へ送付(各部局等は申請者に交付) 	駐車場に余裕がある場合のみ受付
臨時構内駐車証(別記様式第4号) ・臨時に入構する者		職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート			

			構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付係	紛失届(別記様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> 各受付係から送付されてきた紛失届により、構内駐車証等を再発行する。 構内駐車証等を各受付係へ送付(各受付係は申請者に交付又は貸与) ただし、パスカードを再発行する場合は、利用者負担金の納付を確認後構内駐車証等を各受付係へ送付(各受付係は申請者に交付又は貸与)
--	--	--	--------------	--------------------	-------------------	--------------	---

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、パスカードを所持していない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート1(18:00～6:00)又はゲート3(18:00～21:00)を利用することができる。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

参考

春季休業 (4月1日～4月8日)

夏季休業 (8月1日～9月30日)

冬季休業 (12月24日～1月7日)

学年末休業 (2月12日～3月31日)

別紙第3 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・車両を動かさないように固定しております。
- ・固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日、土曜日及び祝日を除き、8時から17時までに交通指導員の詰所(下記参照)へ出頭してください。
- ・出頭しないで車両を動かしたために生じた損害については、広島大学は責任を負いません。

詰 所	工 学 部 東地区エネルギーセンター(東体育館前)2階 総合科学部 警備員室 理 学 部 警備員室 教育学部 警備員室
-----	--

固定解除承諾願

運転者氏名 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署 名

印

40. 広島大学図書館の利用について

本学図書館の利用方法を掲載しています。

詳細は、図書館のサービスカウンターにある利用案内やホームページをご覧ください。

<http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp>

1. 入館手続き

本学学生は「学生証」を「図書館利用証」として使用できます。

2. 開館時間

区 分	授 業 期			休 業 期		
	月～金曜日	土曜日	日曜日	月～金曜日	土曜日	日曜日
中央図書館	8:30～22:00	10:00～20:00	10:00～20:00	8:30～22:00 ^{※1}	10:00～20:00 ^{※2}	10:00～20:00 ^{※2}
東図書館 西図書館	8:30～21:00	10:00～17:00	閉館	8:30～17:00	閉館	閉館
霞図書館	8:30～22:00 ^{※3}	9:45～20:00	9:45～20:00	8:30～22:00	9:45～20:00 ^{※4}	9:45～20:00 ^{※4}
東千田図書館	8:30～22:00	12:00～22:00	閉館	8:30～21:00	13:00～19:00 ^{※5}	閉館

※1 8月1日～9月15日、12月24日～12月26日、1月5日～1月7日、3月1日～3月31日の開館時間は、8:30～17:00とする。

※2 8月1日～9月15日、12月24日～12月26日、1月5日～1月7日、3月1日～3月31日は閉館とする。

※3 毎月第1、第3月曜日の開館時間は、12:00～20:00とする。

※4 8月は閉館。

※5 8月及び9月のみ開館する。

貸出、返却、館内施設利用、レファレンスなど各種サービス時間については、利用案内や図書館のホームページで確認して下さい。

3. 休館日

- ・ 祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
- ・ 年末年始（12月27日～1月4日）
- ・ 定例整理日

【東広島キャンパス（休業期）】

中央図書館 第3木曜日午前中
東図書館 第4木曜日
西図書館 第2木曜日

【霞・東千田キャンパス（通年）】

霞図書館 第1、第3月曜日の午前中
東千田図書館 第4水曜日

その他、開館日の変更等はその都度ホームページ等へ掲示されます。

4. 貸出冊数と期間

図書館名	貸出区分	図 書		雑 誌	
		貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
中央図書館 東図書館	本学の教職員	20冊以内	30日以内	10冊以内	1日以内
西図書館 東千田図書館	本学の大学院学生	15冊以内	30日以内	10冊以内	1日以内
霞図書館	本学の教職員 本学の大学院学生	15冊以内	28日以内	5冊以内	1日以内

5. 資料の種類と利用手続

・貸出手続き

(図書の場合)

図書館利用証と貸出希望の図書を持って、図書自動貸出機（ABC）で手続きしてください。（カウンターでも手続きは可能です。）

(雑誌の場合)

図書館利用証と貸出希望の雑誌を持って、雑誌利用票へ記入してカウンターで手続きをしてください。

(貸出できない資料)

参考図書、新聞、新着雑誌、視聴覚資料の一部、貴重資料等

・返却手続き

返却期限までに最寄りのカウンター（閉館時はブックポスト）へ返却してください。

返却期限を過ぎている時は、新たな貸出及び延長・予約はできません。返却後は、遅れた日数に比例して貸出停止となります。

また、資料を紛失又は汚損したときは、弁償しなければなりません。

・更新

図書の貸出期間を延長したい場合、図書館ホームページから手続き可能です。図書館へ直接図書を持参し、図書自動貸出機（ABC）、または、カウンターでも更新できます。

*更新は1回のみ可能です。

*返却期限が過ぎた図書、予約の入っている図書の更新はできません。

*長期貸出で借りた図書、視聴覚資料の更新はできません。

・予約

貸出中の図書を次に利用したい場合には、OPACから予約をすることができます。

・長期貸出（学生のみ）

長期休業中は、通常より貸出期間を長くする長期貸出を行います。詳細はその都度ホームページ等へ掲載されます。

6. 複写

図書館で所蔵している資料は、著作権法の制限内で複写することができます（著作権法第 31 条参照）。「複写申込書」に記入の上複写してください。

【カウンターへ申し込んだ場合の利用料金】

複写の種類	利用者区分	モノクロ	カラー
電子複写	学内者	20 円/枚	50 円/枚
	学外者	50 円/枚	100 円/枚
リーダープリンタ (中央図書館)	学内者	20 円/枚	
	学外者	70 円/枚	

※大学生協にもコピー機があります。

7. その他

レファレンス、他の図書館等からの資料（複写物・図書）の取り寄せ、他の大学図書館の利用、資料・情報の検索方法、電子ジャーナルの利用、図書館講習会、館内施設・情報コンセントの利用等につきましては、利用案内や図書館のホームページで確認してください。

広島大学大学院先端物質科学研究科 学生支援グループ

〒739-8530 東広島市鏡山一丁目3番1号

Tel : 082-424-7008,7009

E-mail:sentan-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/>